

4 施設・設備等の概要

敷地面積	2042.3 m ²
建物	鉄骨造 2 階建て 延床面積 1018.07 m ²

施設の内容	用途	部屋数	面積
	乳児室・ほふく室	1 室	115.24 m ²
	保育室	4 室	247.25 m ²
	遊戯室	1 室	140.0 m ²
	事務室	2 室	56.25 m ²
	子育て支援室	1 室	80.00 m ²
	調理室	1 室	43.6 m ²
	図書室	1 室	30.42 m ²
	会議室	1 室	22.82 m ²
	一時預かり	1 室	23.60 m ²
	更衣室（職員用）	1 室	12.30 m ²

5 職員の状況（令和 7 年 1 月 1 日予定）

職 名	人数（うち非常勤職員数）
園長	1（0）人
副園長	1（0）人
保育教諭	19（7）人
調理員	4（3）人
事務員他	1（1）人

本園では、「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準に定める条例」（平成 26 年静岡市条例第 107 号。以下「市条例」という。）の基準に則して適正に配置します。

6 教育・保育を提供する日等

教育・保育を提供する日	教育標準時間認定 (1号認定)	月曜日から金曜日まで。ただし、以下を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日法に規定される休日 ・ 概ね以下の範囲内で園長が定める期間 学年始休業日 4月1日 ～ 4月5日 夏季休業日 7月20日 ～ 8月31日 冬季休業日 12月21日 ～ 1月5日 学年末休業日 3月21日 ～ 3月31日 ・ 上記のほか、園長が特に定める日
	保育標準時間認定 保育短時間認定 (2・3号認定)	月曜日から土曜日まで。ただし、以下を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 祝日法に規定される休日 ・ 12月29日から1月3日まで ・ 上記のほか、園長が特に定める日
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定 (1号認定)	午前8時30分から午後2時30分まで ※保育終了から午後6時00分まで一時預かりを実施 午後6時00分から7時00分まで延長保育を実施
	保育標準時間 (2・3号認定)	午前7時00分から午後6時00分までの範囲内で教育 又は保育を必要とする時間 午後6時00分から7時00分まで延長保育を実施
	保育短時間 (2・3号認定)	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で教育 又は保育を必要とする時間 午前7時00分から午前8時30分、午後4時30分 から午後6時00分まで時間外保育を実施 午後6時00分から7時00分まで延長保育を実施

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、次のように教育・保育等の提供を行います。

(1) 年間の計画に沿った教育・保育

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成

(2) 毎日の教育・保育

1号認定子ども	時刻	2号認定子ども	3号認定子ども
登園	7:00 8:30	開園 登園（保育標準時間） 登園（保育短時間）	開園 登園（保育標準時間） 登園（保育短時間）
共通活動			
教育・保育活動	9:00	教育・保育活動	保育活動
昼食準備 昼食	11:30	昼食準備 昼食	昼食準備 昼食 午睡準備 午睡
降園準備	13:00	午睡準備 午睡	
降園 （一時預かり） （おやつ、あそびなど）	14:30 15:00	休息 おやつ、あそびなど	目覚め おやつ、あそびなど
（順次降園）	16:30 18:00	降園（保育短時間） 降園（保育標準時間）	降園（保育短時間） 降園（保育標準時間）

(3) 主な年間行事

1学期	4月	入園式 保育説明会・父母の会総会
	5月	こどもの日 歯科健診・内科健診 春の遠足（幼児）
	6月	プール開き 歯磨き巡回指導※年度により時期が異なります 夏祭り
	7月	七夕
	8月	プール納め
2学期	9月	交通教室※年度により時期が異なります
	10月	運動会 祖父母の会
	11月	勤労感謝訪問 秋の遠足（幼児親子） 歯科健診・内科健診
	12月	生活発表会 クリスマス会
3学期	1月	新年のつどい もちつき 親子で遊ぼう会（乳児） 観劇（年長）
	2月	節分（豆まき） お別れ遠足（幼児）
	3月	ひなまつり お別れ会 卒園式

※感染症等の状況によっては、変更もあります

(4) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものとします。また、子どもの身体的状況や嗜好を考慮して、安全でおいしい給食を目指します。また旬の食材を積極的に取り入れます。
昼食 及び おやつ等	<p>【昼食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎登園日に提供します。 <p>【おやつ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15時頃に在園している子どもには、おやつを提供します。 ・このほか、3号認定の子どもには午前にもおやつを提供します。 <p>【軽食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育により18時以降、在園する子どもに対して、18時頃に軽食を提供します。
献立	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の献立表により保護者にお知らせします。
アレルギー等への 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にお知らせください。 ・アレルギーのあるお子さんは、「保育所における食物アレルギー・アナフィラキシー用生活管理指導票」を医師に書いてもらい、それを基に保護者と園で相談します。 ・原則として、個々に特別な献立を用意することはできません。場合によっては家庭から弁当持参をお願いすることがあります。

(5) 健康診断等

- ア 内科・歯科健診 各々年2回、嘱託医が実施します。
- イ 身体測定 毎月1回、身長・体重の計測を行います。
- ウ 視力検査 年1回、保育教諭が実施します。(年少、年中時)

※健康診断の結果については、所見のあった子どものみお知らせします。

(6) その他

体育指導 (3～5歳児) 英語指導 (4～5歳児)

子育て支援事業の実施

- ・教育カウンセリング〔専門家〕
- ・おしゃべりサロン

子育てに対する不安や悩みに関する相談、保護者相互の情報交換等を通じて地域の子育てを応援するため、乳幼児と保護者を対象に、月1回程度園に集まっただけ場を設けます。

8 保護者の負担

(1) 利用者負担額（保育料）

ア 1号・2号認定子ども・・・無償

イ 3号認定子ども・・・世帯の所得状況、兄弟姉妹の状況に基づき、保護者が居住する市が定める額を負担していただきます。

(2) 実費徴収

保育料とは別に、以下のものについて保護者に負担していただきます。また、以下に掲げるもののほか、園外活動時の交通費などその都度実費を負担していただく場合があります。

- ア 給食費 1号認定子ども 日額 250円
2号認定子ども 月額 5,110円（主食費 610円＋副食費 4,500円）
土曜保育利用の場合、日額 300円
- イ 父母の会費 月額 500円
- ウ 用品代 主なもの：事務連絡用品（お便り袋、連絡帳）、被服（帽子等）
教育・保育用品（クレパス、サインペン、自由画帳、粘土等）
- エ 傷害保険料（全員） 年額 210円（詳細は「14 傷害保険の加入」参照）
- オ 卒園積み立て 年額 10,000円（年中、年長）
- カ 卒園アルバム代 550円（0～4歳児）

(3) 一時預かり・時間外保育料

対 象	時 間 区 分	料 金
教育標準時間 (1号認定)	午前7時00分から午前8時30分	1回 200円
	午後2時30分から午後4時30分	1回 200円
	午後4時30分から午後6時00分	1回 200円
	午後6時00分から午後7時00分	1回 200円
	土曜日及び長期休業期間	1日 1,000円
保育標準時間(2・3号認定)	午後6時00分から午後7時00分	1回 200円
保育短時間 (2・3号認定)	午前7時00分から午前8時30分	1時間 200円
	午後4時30分から午後6時00分	1時間 200円
	午後6時00分から午後7時00分	1回 200円

※閉園時間を超過した場合については別途特別料金を徴収いたします

9 支払方法

- (1) 銀行引落とし 保育料、給食費、父母の会費等
- (2) 現金徴収 時間外・延長保育料、用品代や園外活動費など一時的に発生する実費
納入袋を配布しますので、その都度お支払いください。

10 利用の終了に関する事項

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

ア 子どもが小学校に就学したとき。

イ 子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。（保護者負担金滞納も含む）

11 緊急時の対応

教育・保育中に、子どもの体調の急変等が生じた場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をするとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。緊急の処置を要しながら保護者に連絡が取れない場合、その緊急の処置は医師の判断を優先します。なお、生命に関係しながら宗教上等で禁止されている処置も、医師の判断を優先します。

地震、津波、火災、不審者、その他の緊急時については、大里学園危機対応要綱に基づき対応します。

*心肺蘇生用 AED の備えあり。

12 非常時の対策

(1) 非常時の対策

管轄する警察署	静岡中央警察署 西部交番 TEL 054-255-2225
消防計画	提出先：葵消防署 届出日：令和3年6月届出 防火管理者：副園長 三浦 悠希
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震等を想定し、月1回実施
園児の引き渡し	例：震度5強の地震予知情報の場合、園で直接、保護者に引き渡します。 ※警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、「特別警報」、または「警戒レベル3」以上が発表された場合は、重大な災害の危険性が著しく高まっていると判断し、認定に関係なく、自宅待機または臨時休園になります。臨時休園した場合も給食代金は発生しますのでご承知おきください。

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休園の取扱

ア 1号認定子ども

自宅待機の条件及び自宅待機解除の条件は、以下のとおりです。ご家庭の事情により、保育を希望する場合は、園に連絡をお願いします。

イ 2・3号認定子ども

お子様や保護者の方の身の安全を第一に考え、1号認定の条件に準じて、自宅待機をお願いします。やむを得ない場合は園に連絡の上、安全に留意して登園してください。

自宅待機の条件（警報）	警報（大雨、洪水、暴風）が2つ以上発令された場合	
自宅待機解除の条件（時間）	11時00分までに自宅待機が解除されない場合は臨時休園	
周知の方法	入園時	重要事項説明書
	年度当初	自然災害時対応におけるお知らせを配布
	警報発令が予想される前日	連絡しない（年度当初配布の文書で保護者判断） 必要に応じてメール配信
	当日朝	
自宅待機解除及び休園決定		

13 虐待の防止のための措置

本園では、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、園長を虐待防止に関する責任者として定め、職員に対して定期的に研修を行います。認定こども園は、子どもを預かる者として、虐待防止のため、そのような行為の見られたときは、児童相談所、静岡市、警察に通報の義務があります。

虐待防止に関する責任者	園長
-------------	----

14 傷害保険の加入

園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入いただきます。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
掛け金	1人当たり年額 270円 (うち保護者実費負担 210円、園負担 60円)

※給付の詳細につきましては、別紙をご覧ください。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

園に関する要望や苦情については、苦情受付担当者又は苦情解決相談委員にご相談ください。

苦情解決責任者	園長
苦情受付担当者	副園長
苦情解決相談委員 (主任児童委員)	勝山三恵子(271-7039) 田中 知子(253-5206)
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。

16 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園、転園又は退園に際しては、その後の小学校や他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校等に提供します。

17 内容の変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします。